

参加表明書等に関する回答書

質問 No.	資料名	ページ番号	該当箇所	質問事項	回答
1	募集要領	6	8. (3)エ.	施工業者の参加資格、3,000㎡以上とあるが、例えば実績が2,950㎡程度で、わずかに足りないという場合も条件に合わないということになるか。	参加条件として3,000㎡以上としておりますので、それを下回る場合は参加資格要件を満たしません。
2	募集要領	4	8. (1)ア.	企業体の施工業者の構成ですが、単独もしくは2者ということですが、昨今の人手不足による人的確保のために、例えばA 2者とB 1者のように、もう1者増やす形になった場合も条件に合わないということになるか。	2者までということですので要領に定めておりますので、それを以上となる場合は参加資格要件を満たしません。
3	募集要領	13	9. (1)ア. (v)	厨房業務を担当する参加者の管工事の建設業許可の写し(自ら施工を行う場合)とあるが、自ら施工を行う範囲は、厨房設備工事のみではなく、機械設備工事全ての範囲を行うということか。	厨房設備と建物本体との配管接続工事等を厨房事業者が行う場合を想定しています。 なお、厨房設備を機械設備分野の施工業者に引継ぎ、接続工事を施工業者が行う場合は対象としません。
4	提出書類		様式10-2 工事費総括 厨房設備工事費	厨房設備工事には、什器(食器・食缶)類の金額は含めないと考えるが、別途と考えてよろしいか。	技術提案書等に関する質疑に該当すると判断しますが、お見込みのとおり別途とします。 なお、工事等を含むことを想定する厨房設備について、別途提示します。
5	募集要領	5	8. (1)エ. (iv)	統括管理技術者は、同種又は類似施設における現場代理人の実績が必要とあるが、過去何年以内という記載がないので、規定があればご教授ください。 また、保有資格について監理技術者証、一級建築施工管理技士の資格を有すればよろしいか。	過去5年以内とします。 保有資格要件はありません。

参加表明書等に関する回答書

質問 No.	資料名	ページ番号	該当箇所	質問事項	回答
6	募集要領	5	8. (1)エ. (iv)	<p>統括管理技術者として専任となる正確な期間をご教授ください。</p> <p>参加表明書を提出した時点(8月22日)からの専任か、令和2年2月(予定)本契約から完成引渡しまでの専任となるのか。</p>	<p>工事請負契約締結日から完成引渡しまでとしますが、優先交渉権者として選定後に速やかに体制を整えられるよう配慮願います。</p> <p>また、該当箇所にて定義する「専任」とは、本業務における専任をいい、他の工事等との兼任については、建設工事等に係る入札事務マニュアルの「5 技術者等の適正配置」に基づくものとします。</p>
7	募集要領	6	8. (3)エ.	<p>同種実績について延床面積3,000㎡以上と記載がありますが、構造的な制限はあるのか。</p> <p>R C造、S R C造のほかS造での実績は同種実績となるのか。</p> <p>また、同種及び類似施設の発注先は、すべて国もしくは地方公共団体(民間発注は認めない)という考えでよろしいか。</p>	<p>建築物の用途での実績を求めており、構造的な制限はしないことから、S造であっても同種実績とします。</p> <p>また、発注先での区分はなく、民間発注であっても用途及び面積要件等を満たしていれば実績とします。</p>
8	募集要領	8	8. (4)エ. (iii)	<p>過去5年以内に同種又は類似施設の施工に携わった実績とあるが、企業体での受注実績の場合、構成比率について最低比率の制限はあるか。</p> <p>また施工に携わった実績と記載されているが、コリンズ(竣工)の登録上として担当技術者としての実績は主任技術者として配置可能か。</p>	<p>施工業務に関する主任技術者に同種又は類似施設における施工実績を求めません。</p> <p>なお、参加要件ではありませんが、構成員となる施工業者に施工実績がある場合は、様式2-1-2に記載してください。</p> <p>※ 募集要領P8「8. (4)エ. (iii)」は削除</p>
9	募集要領	7	8. (3)オ. (iii) 様式3-6	<p>各施工担当者は、電気設備施工、機械設備施工、土木施工の有資格者であり、施工協力会社を加えることができるかとあるが、他の参加表明グループの施工協力会社と重複する恐れがあるが、重複は可能か。</p>	<p>施工協力会社の重複は可能です。</p>
10	募集要領	5	8. (1)エ. (ii)	<p>出資比率について、業務に係る金額比率を基準とし出資比率の最小限度が決められておりますが、施工業者が2社の場合(施工最小限30%)、厨房業者の業務比率が最低比率(20%)を上回った場合を想定しているか。</p> <p>その場合の比率計算方法をご教授ください。</p>	<p>最小限度30%の定義は、施工業者2者間での出資比率割合をいいます。</p> <p>また、提示している出資比率については、現時点で市で想定する業務に係る金額比率からを提示しているもので、優先交渉権者決定後に、価格提案書における業務に係る金額比率をもって協議するものとします。</p>

参加表明書等に関する回答書

質問 No.	資料名	ページ番号	該当箇所	質問事項	回答
11	募集要領	9	8. (6)エ. (i)	設計業務処理責任者は工事監理業務管理技術者と兼務できるとあるが、設計業務処理責任者は建築工事監理主任技術者と兼務は可能か。	可能です。
12	募集要領	10	8. (6)エ. (ii) e.	設計事務所が構成員となる場合、コスト管理主任技術者は設計業務を担当する設計事務所からの配置ではなく、施工業者から技術者を配置することでもよろしいか。	可能です。 ただし、いずれの場合においても、建築士法(昭和25年5月24日法律第202号)第23条第1項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けている者であることとします。
13	募集要領	14	9. (3)エ.	設計主任技術者のうち、建築設計主任技術者と構造設計主任技術者の氏名、所属、保有資格等は、(様式3-4)実績審査に係る提案書に追記することによろしいか。(④建築設計主任技術者、⑤構造設計主任技術者を追記)	配置予定者一覧として、様式2-5を追加しますので、各配置予定者はこちらに記入してください。 なお、様式3-4については、実績要件を満たす技術者を配置する場合に、記入するものとします。
14	募集要領	14	9. (3)エ.	工事監理主任技術者のうち、建築工事監理主任技術者と構造工事監理主任技術者の氏名、所属、保有資格等は、(様式3-7)実績審査に係る提案書に追記することによろしいか。(③建築工事監理主任技術者、④構造工事監理主任技術者を追記)	配置予定者一覧として、様式2-5を追加しますので、各配置予定者はこちらに記入してください。 なお、様式3-7については、実績要件を満たす技術者を配置する場合に、記入するものとします。
15	募集要領	2	3. (2)	「参加表明者の中から、参加資格要件を……」とあるが、参加資格要件を満たした者の公表はするの か。	実施要領「9参加意向表明」に記載のとおり、参加表明書を提出した全事業者(J V)に参加資格の有無について通知します。 なお、公表はしません。

参加表明書等に関する回答書

質問 No.	資料名	ページ番号	該当箇所	質問事項	回答
16	募集要領	3	6.	スケジュール表では、設計業務の契約と施工業務の契約を別々に締結する旨の記載があるが、「事業契約書」として契約するのか、各業務別々に契約するのか、どちらか。 また、各業務が別々の契約であれば、それぞれの契約書(案)を開示願います。	募集要領13.(2)に記載の区分での契約を予定しております。 契約書につきましては、現行約款(別紙参照)を基本とし、優先渉権者の構成員及び技術者等の配置により、仕様書等を含めて確定する予定です。なお、施工業務契約書は、現行の工事請負契約約款の第20条を削除します。
17	募集要領	5	8.(1)エ.(ii)	「各構成員の出資比率は、それぞれの業務に係る金額比率を基準とし、……施工業者が2者の場合、施工業者間の出資比率の最小限度は30%とする。」とあるが、苫小牧市建設工事共同企業体運用規定第9条の定めにかかわらずのであれば、参加企業側の自由とすべきと考えるが、いかがか。	当該項目においては、まず異業種間での出資比率の最低限度を規定しております。 また、苫小牧市建設工事共同企業体運用規定を準用した要件設定としていることから、施工業者間の出資比率においても記載のとおりとします。
18	募集要領	5	8.(1)エ.(ii)	「区分①の場合 厨房事業者 20%、区分②の場合 厨房業者 17.5%、設計事務所 2.5%」とあるが、共同企業体結成時の各業務の積算金額上で前述のような出資比率にならない場合が想定されるが、比率は合わせなければならないか。 各業務の金額以上のリスクを負うことになるのではないか。	No.10に同じ。
19	募集要領	6	8.(3)エ. 8.(3)オ.	「竣工した類型4(業務施設)の第1類(事務所)」とあるが、庁舎の実績でもよろしいか。 また、類似施設として「専門的教育・研究施設」とあるが、教育文化施設の実績でもよろしいか。	実績要件に類型4(業務施設)の第2類(銀行、本社ビル、庁舎等)を追加します。 なお、教育文化施設の実績は類型12に該当する建物の場合は、参加資格の実績としません。
20	募集要領	6	8.(3)エ. 8.(3)オ.	代表者となる施工業者の参加資格として、「過去5年以内に完成及び引渡しを完了した、延床面積3,000㎡以上の……」とあるが、現場代理人、監理技術者、主任技術者の資格要件を設計業務の配置技術者と合わせて、「過去10年以内に」で統一できないか。	本事業は、施設の絶対数が少ない学校給食共同調理場の建設事業であり、受注事業者に一定の経験値を要するため、年数や面積要件等を設定しております。 設計・厨房設備に過去10年以内の3,000食以上、施工・監理には過去5年以内の3,000㎡以上の実績を求めることから、要件変更はしません。

参加表明書等に関する回答書

質問 No.	資料名	ページ番号	該当箇所	質問事項	回答
21	募集要領	6	8.(3)エ. 8.(3)オ.	現場代理人及び監理技術者の実績として、「過去5年以内に完成及び引渡しを完了した、延床面積3,000㎡以上の……」とあるが、工事着手までに完了するものも含まれないか。	参加資格要件であるので、参加表明書提出時までに完成及び引渡しを完了していないものは含みません。
22	募集要領	6	8.(3)オ.	施工業者が1者で代表企業となる場合には、主任技術者の配置は不要と考えてよろしいか。	お見込みのとおり。
23	募集要領	6	8.(3)オ.(i)	「他の工事現場との兼任は不可。」とあるが、工事着手後から兼任は不可という理解でよろしいか。	工事請負契約締結時からとします。
24	募集要領	8	8.(4)エ.	構成員となる施工業者の主任技術者の実績として、「過去5年以内に完成及び引渡しを完了した、延床面積3,000㎡以上の……」とあるが、「過去10年以内」並びに工事着手までに完了するものも含まれないか。	No.8に同じ。
25	募集要領	7	8.(3)オ.(iii)	「施工担当者」とあるが、施工業者の担当者と、施工協力会社の施工担当者のどちらの意味か。また、この施工担当者は現場への専従が必要か。	施工業務を代表者又は協力会社において担当する場合のいずれにおいても、参加者が配置した者のことをいいます。 また、現場代理人及び監理技術者ではないことから、現場への専従は不要です。

参加表明書等に関する回答書

質問 No.	資料名	ページ番号	該当箇所	質問事項	回答
26	募集要領	7	8.(3)オ.(iii)	募集要領の「(iii)施工担当者」の文章には、施工担当者の実績要件の記載がないが、「(様式3-6)」の注書きに実績要件があり、どちらが正しいか。	実績要件はないが、評価基準書別表1(3)における評価基準に該当します。 様式3-6を修正します。
27	募集要領	7	8.(3)オ.(iii)	募集要領の「(iii)施工担当者」の表中に「土木工事担当」の資格要件として、「一級土木施工管理技士」を謳っているが、「(様式3-6)」の注書きの実績を必要とするのであれば、実績が建築工事の要件であるため矛盾しているのではないか。 また、なぜ土木の資格者が必要なのか。	様式3-6の当該部分については、同種又は類似施設の外構工事の実績と読替えください。
28	募集要領	10	8.(6)エ.(ii)e.	設計事務所の参加資格として、「コスト管理主任技術者」の資格名称として「建築コスト管理士、建築積算士」とあるが、本事業のようなプロポーザルでは、コスト管理は代表者＝施工業者の役割であると考えます。 コスト管理主任技術者は施工業者から配置してよろしいか。	No.12に同じ。
29	募集要領	12	8.(8)	施工協力会社の参加資格には実績要件がないが、(様式3-6)と矛盾しているため、どのような解釈がよろしいか。	No.26に同じ。
30	募集要領	12	8.(8)	施工協力会社としての電気設備会社、機械設備会社は、それぞれ複数社による共同企業体でもよろしいか。	施工協力会社における事業者数の制限はありません。 なお、施工協力会社における共同企業体の組織については、想定しておりません。

参加表明書等に関する回答書

質問 No.	資料名	ページ番号	該当箇所	質問事項	回答
31	要求水準書	4	2. 施設整備に係る要求水準	「設計図書の内容を正確に読み取り、……」とあるが、「設計図書」とは具体的に何を指すか。	公表資料の「基本設計書」及び成果品図書の「実施設計書」を指します。
32	要求水準書	4	3. 実施設計及び監理業務に係る要求水準	「受注者は資料……実施設計業務及び必要な事前調査、申請業務を行うこと。」とあるが、「必要な事前調査」とは具体的にどのような業務か。	主に要求水準書4. エ. に規定するものとします。
33	要求水準書	8	4. 施工業務に係る要求水準	「事業契約書に定める期間内に……」とあるが、「事業契約書(案)」と合わせて「リスク分担表」を開示願います。	現時点で想定するものは、要求水準書1. (3)を参照ください。
34	評価基準書	3	別表1 実績審査	各項目の配点が示されておりますが、例えば配点3. 0点の項目において、施工実績の内容により評価点が2. 0点の場合や1. 0点の場合があるのか。 それとも満点の3. 0点もしくは0点になるということか。	配点の範囲において、段階的に評価します。
35	評価基準書	3	別表1 実績審査	募集要領6ページ8.(3)エ. に示す国土交通省告示第15号別添2による類型2の第2類、類型7の施工実績を有する場合と、類型4の第1類、類型8の第1類又は第2類の施工実績を有する場合とで評価点に差異は生じるのか。	配点の範囲において、段階的に差異は生じます。

参加表明書等に関する回答書

質問 No.	資料名	ページ番号	該当箇所	質問事項	回答
36	評価基準書	5	別表 4 提案価格審査	「提案価格の評価は、算定式により採点する。」とあるが、「算定式」を開示願います。	技術提案書等に関する質疑に該当すると判断しますが、算定式については、評価の詳細項目にあたるため、質問があっても開示しません。
37	評価基準書	5	別表 5 履行期間審査	「提案履行期間の評価は、算定式により採点する。」とあるが、「算定式」を開示願います。	技術提案書等に関する質疑に該当すると判断しますが、算定式については、評価の詳細項目にあたるため、質問があっても開示しません。
38	評価基準書他	3	別表 1 他	評価基準書並びに様式 3-1、3-2、3-5、3-6 に記載の同種事業と、募集要領に記載の同種事業とでは解釈上整合性に欠けていると思われるが、どのような解釈がよろしいか。	評価基準書別表 1 に誤りがありましたので、修正します。
39					
40					